

2019年度
事業報告書

自 2019年 5月 1日
至 2020年 4月30日

公益財団法人長尾自然環境財団

目 次

I	目的	2
II	2019年度事業実績	2
1	総合研究・活動事業	2
	(1) メコンーチャオプラヤ河流域における事業の成果物の作成	2
	(2) 研究者育成支援事業	2
	(3) 自然環境保全事業	2
2	研究助成事業	4
	(1) 研究助成・学術出版助成プログラム	4
	(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施	5
3	人材養成事業	5
	(1) 奨学金支給実績	5
	(2) 奨学生等の研修・活動支援	7
4	普及・広報活動	7
5	国際機関、国際的プログラムとの連携	7
III	法人の概況	8
1	役員等に関する事項	8
2	職員に関する事項	8
IV	役員会等に関する事項	9
1	理事会	9
	(1) 2019年度 第1回通常理事会 2019年6月18日開催	9
	(2) 2019年度 第2回通常理事会 定款の「決議の省略」「報告の通知」を適用	9
2	評議員会	10
	(1) 2019年度 定時評議員会 2019年7月4日開催	10
3	常勤理事等の会議	10
V	公益認定等委員会に関する事項	11
1	定期提出書類等の作成等	11
2	立入検査	11
VI	関係官庁に関する事項	11

I 目的

当財団は、1989（平成元）年の設立以来、開発途上国等の自然環境保全に寄与する活動を通じて地球環境の保全に資することを目的として、「総合研究・活動事業」、「研究助成事業」、「人材養成事業」の公益目的事業を実施してきた。これらの事業では、開発途上国等における自然科学分野の調査研究および保全活動等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究および保全活動等への助成、ならびに開発途上国において将来の自然環境保全を担う人材の養成の支援等の事業を展開している。上記事業の主な財源は、基本財産である投資有価証券の運用益である。

II 2019年度事業実績

1 総合研究・活動事業

(1) メコンーチャオプラヤ河流域における事業の成果物の作成

本年度、当財団は、2006～2015年度に実施したメコンーチャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全等に関する総合研究・活動事業の成果物として、カンボジアにおいて同国魚類フィールドガイドブックを印刷し、本事業に関わった4カ国の研究者・機関等及び日本の大学図書館、研究者に配布した。インドシナメコンの魚類図鑑について、著者が印刷用原稿の最終確認中である。当財団役職員等がタイ、ラオスの魚類フィールドガイドブックの原稿を修正後、両国の担当者に送付し再検討を求めた。両国の政府は新型コロナウイルスの感染者拡大防止策を実施しており、両国の担当者は防止策に従って本務他を実施している。

(2) 研究者育成支援事業

(CGF プログラム: Commemorative Grant Fund for Capacity Building of Young Scientists)

本年度も、当財団は、日本生態学会、日本熱帯生態学会、日本森林学会、環境社会学会に広報を依頼するとともに、当財団ホームページに CGF プログラムの応募要項や申請書を掲載し、募集を開始した。

2019年7月末の募集期限までに2件の申請書が提出され、CGF プログラム運営委員会が審査した結果、1件（タイ）が採択された。また、2020年1月末の募集期限までに6件の申請書が提出され、応募要件を満たしていない（研究分野、申請者が支援対象外）4件を除いた2件の申請書をCGF プログラム運営委員会が審査した。審査の結果、2件とも採択されず、本年度に支援を決定した事業は1件となった。別紙1に「2019年度研究者育成支援事業(CGF プログラム)実績一覧」を示した。

なお、2018年度以降に支援を開始したベトナム、ラオス、マレーシア、タイの各事業について、各国で新型コロナウイルス感染拡大による行動制限が実施されており、各国及び日本の研究者は現地調査等を延期している。

(3) 自然環境保全事業

本年度は、前年度と同様にミャンマーとベトナムにおいて以下のプロジェクトを実施した。

1) ミャンマー生物多様性保全活動プロジェクト

2017年度から一般財団法人自然環境研究センターに委託し、ミャンマーの生物多様性研究を支える人材の養成に必要な環境を整備することを目的に、研究に必要な専門道具類の普及支援、身近な生物の基礎情報収集を通じた若手研究者の養成・指導、自然環境教育の担い手を育成するための環境教育プログラムを現地の小学校等や大学と連携して進めてきた。本年度は3年計画の最終年度として、これまでの活動を取りまとめ、今後のミャンマーにおける自然環境保全に向けた体制を整えることを目指した。

生物多様性保全研究に必要な専門道具類の普及支援では、標本収集管理物品の大半が現地調達あるいは調達の見込みとなり、製作に係る図面や調達先等を記した文書を作成した。本プロジェクト終了後に専門道具類の普及活動を引き継ぐ森林環境科学大学とともに普及体制の確立を進めた。

若手研究者の養成・指導では、ダゴン大学と連携して、同大学の教員等に調査手法・サンプル処理の指導、調査データの取扱い・管理手法の指導等を行った。その結果、同大学だけで生物情報の収集ができるようになり、同大学の教員が活動を通じて技術移転された内容を取りまとめた調査マニュアルを作成した。

自然環境教育の担い手育成支援では、ヤンゴン教育大学と共同で開発した環境教育プログラムの普及を進めるため、他の教育大学関係者もプログラムを実践できるように手法や事例をまとめた冊子を作成した。また、小学校で行われる生き物学習の教材として、校庭や都市公園で身近にみられる小動物を紹介した小冊子を作成し、小学校や教育機関に配布した。

2019年12月、同国政府機関の参加を得て、各大学が3年間の成果を報告するシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、参加した教員や大学生に本プロジェクトの活動を通じてまとめられた生物調査マニュアル、環境教育プログラムに関する冊子を配布し、製作された専門道具類を展示するなど、プロジェクト成果の普及啓発に努めた。

2) ベトナム自然環境保全プロジェクト

ベトナム北東部の高山地帯は、生物相などの自然に関する基礎的研究が遅れており、土地利用など人間活動の影響を受けやすい石灰岩が優占する地形のため、早急な研究が求められている。本プロジェクトは、同地域の生態系、生物多様性、人為的影響等の現状を明らかにするために、2018年10月から3年計画で国立公園等の保護区で調査研究に基づき、自然環境の保全対策やその持続可能な利用、保全政策に資することを目的にしている。本プロジェクトには、ベトナム国立大学自然資源・環境中央研究所(CRES)、ベトナム科学技術アカデミー生態・生物資源研究所(VAST/IEBR)等の研究者らが参加している。大学院生や若手研究者の参加を推奨し、調査研究の実施経験の蓄積や能力の向上も目指す。

現地調査は、これまでにCham Chu自然保護区で2回(2018年10月・2019年1月、2019年4~6月)、Bac Me自然保護区で2回(2019年5~8月、12月)実施された。採集標本の同定を継続中であるが、Cham Chu自然保護区では哺乳類58種、鳥類130種、魚類62種、両生類39種、爬虫類22種、昆虫類189種、植物1089種、土壌無脊椎動物176種、大型無脊椎動物54種が確認された。Bac Me自然保護区では哺乳類38種、鳥類81

種、魚類 47 種、両生類 32 種、爬虫類 30 種、昆虫類 93 種、植物 65 種の同定作業が完了した（2019 年 10 月時）。

各対象生物のグループリーダーらが参加する意見交換会に加え、昨年 12 月初旬に理事長他が CRES を訪問し各研究グループのリーダー及び若手研究者から初年度の調査結果等の報告を受け、調査対象地域の保全に向けた提言作成などに関する意見交換を行った。この際、当財団が必要性を指摘したのは、生態系・生物多様性に及ぼす土地利用の変遷や地域社会の状況の分野横断的な解析の不足であり、研究グループ間での協働が求められている。現在、Covid-19 の流行に対する同国政府の感染防止策により 2020 年 5 月頃の現地調査が中止になっているが、活動再開及び計画の見直しなどについて CRES と協議を続けている。

2 研究助成事業

(1) 研究助成・学術出版助成プログラム

本年度も、博士課程の学生を含む若手研究者を対象とした研究助成（1～2 年の計画で 50 万円まで助成）と、申請者の研究成果の出版を支援する学術出版助成（1 年計画で 100 万円まで助成）を継続して実施した。

応募要領を当財団ホームページに掲載し、2018 年 10 月 17 日から 2019 年 10 月 16 日を応募期間として申請書の募集を行った。2 回の受付期間中（表 1）に、合計 12 カ国から 151 件の申請書が提出された。外部の学識経験者で構成される研究助成選考委員会（表 2）において厳正な審査を行い、6 カ国 13 件の助成を決定した。

採択された申請書の研究対象を表 3 に、申請内容、助成先及び支給金額を別紙 2「2019 年度研究助成事業実績一覧」に示した。1989 年の設立以降 2020 年 4 月末までに助成した案件は、25 カ国延べ 506 件である。

助成事業における不正行為等の防止対策として、不正行為に対する方針を募集要項に明文化し、申請書審査の参考として剽窃検知ソフトを導入した。

表 1 本年度の申請書の受付期間及び委員会開催日

	受付期間	委員会開催日
第 1 回	2018 年 10 月 17 日 から 2019 年 4 月 17 日	2019 年 6 月 7 日
第 2 回	2019 年 4 月 18 日 から 2019 年 10 月 16 日	2019 年 12 月 19 日

表 2 研究助成選考委員

氏名	現職
河野 博	東京海洋大学教授
桜井 尚武	公益財団法人大日本山林会参与
永田 信	東京大学名誉教授
福山 研二	一般財団法人自然環境研究センター客員研究員
米田 政明	元一般財団法人自然環境研究センター研究主幹

表3 採択された申請の実施国と研究対象

研究対象 \ 実施国	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ネパール	マレーシア	モンゴル	研究対象別合計
動物							
哺乳類					1		1
鳥類						1	1
両生類・爬虫類			1				1
魚類			1				1
節足動物				2	1		3
刺胞動物					1		1
植物							
種子植物	1	1	1		1		4
藻類		1					1
国別合計	1	2	3	2	4	1	13

(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施

本事業は、2016年度から5年計画で当財団がラムサール条約事務局と連携して、ラムサール条約に加盟するアジア・オセアニア地域の開発途上国が行う湿地保全等の活動を支援するものである。活動1件当たりの助成期間は最長2年、助成額は上限1.8万米ドルで、前年度までの3年間で10件の活動を支援した。

新規事業については、当財団と同条約事務局が検討した結果、4件（イラン、フィリピン、サモア、ベトナム）の活動の支援を決定した。しかし、イランは国連の制裁下にあることから、ラムサール条約事務局は同国に活動資金を送金することができなかつたため、本年の支援はイランを除く3件とした。別紙3に「2019年度長尾湿地基金助成実績一覧」を示した。

また、新型コロナウイルス感染拡大による2020年度長尾湿地基金の活動への影響について意見交換を行い、対応を検討した。

3 人材養成事業

(1) 奨学金支給実績

ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、バングラデシュの5カ国において、自然環境保全を学ぶ大学生や大学院生への奨学金支給を、本年度も継続して実施した。本年度支援した奨学生の総数は547名、うち新規受給者202名（学部生160名、大学院生42名）、継続受給者345名（学部生300名、大学院生45名）であった（表4）。

1989年の設立以降2020年4月末までに奨学金を支給した奨学生数は、9カ国延べ6,979名である。

表 4 各国の奨学金支給月額及び受給した学生数

国名	1人あたりの支給月額 (円)	新規受給者(名)		継続受給者(名)		合計(名)
		学部生	大学院生	学部生	大学院生	
ベトナム	大学院生 7,000		37		29	66
ミャンマー	学部 1～5 年生 3,000	20		59		92
	大学院生 7,000		3		10	
ラオス	学部 2～4 年生 3,000	40		65		113
	大学院生 7,000		2		6	
カンボジア	学部 2～4 年生 3,000	50		79		129
バングラデシュ	学部 2～4 年生 3,000	50		97		147
合計(名)		160	42	300	45	547

◆ 2019年度の各国の状況

各国の現地協力機関は、新規候補者への広報や選考、継続候補者の学業成績の確認、各学生への奨学金支払い等を実施している。本年度の報告内容の概要を以下に記す。

ベトナム（1993年度開始）

ベトナム国立大学自然資源・環境中央研究所（Central Institute for Natural Resources and Environmental Studies: CRES）を現地協力機関とし、現地の大学院で学ぶ修士課程の大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の37名を含む合計66名に奨学金を支給した（表4）。2019年度中に奨学金支給が終了した大学院生34名全てが修士課程を修了し、うち33名の就職先が報告された。内訳は、中等教育学校6名、高等学校・研究機関12名、行政機関8名、非政府団体2名、民間企業5名であった。

なお、当財団の長年にわたる奨学金支給等の支援に対して、ベトナム国立大学は当財団に感謝状及びメダルを贈呈した。

ミャンマー（1998年度開始）

森林資源環境開発保全協会（Forest Resource Environment Development & Conservation Association: FREDA）を現地協力機関とし、現地の対象大学 University of Forestry（5年制）の学部生、同国内の大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の学部1年生20名、大学院生3名を含む合計92名に奨学金を支給した（表4）。2019年度中に奨学金が終了した大学院生8名が政府職員として就職したと報告があった。

ラオス（2004年度開始）

ラオス国立大学（National University of Laos: NUOL）を現地協力機関とし、同大学で学ぶ学部2年生から4年生、大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の学部2年生40名、大学院生2名を含む合計113名に奨学金を支給した（表4）。2019年度中に奨学金支給が終了した学部生40名と修士4名全てが卒業し、うち39名の就職・就学等が報告された。内訳は、行政機関8名、教育機関6

名、民間企業 4 名、海外留学 4 名、海外研修 7 名、教育や行政機関等でボランティア 9 名、非政府機関 1 名であった。

カンボジア（2011 年度開始）

カンボジアの王立農科大学（Royal University of Agriculture, Cambodia: RUA）を現地協力機関とし、現地の対象 3 大学で学ぶ学部 2 年生から 4 年生に奨学金を支給する。

本年度は新規採用の 2 年生 50 名を含む合計 129 名¹に奨学金を支給した（表 4）。2019 年度中に奨学金支給が終了した学部生 33 名全員が卒業し、うち 16 名が大学院やプロジェクト要員として就職したと報告があった。

バングラデシュ（2016 年度開始）

現地の対象 5 大学の代表で構成されるバングラデシュ NEF 委員会を現地協力機関とし、各大学で学ぶ学部 2 年生から 4 年生に奨学金を支給する。

本年度は新規採用の 2 年生 50 名を含む合計 147 名に奨学金を支給した（表 4）。2019 年度中に奨学金支給が終了した学部生 49 名中、43 名が学部卒業後に修士課程へ進学し、残り 6 名は獣医学コースの最終学年に引き続き在籍していると報告があった。

（2）奨学生等の研修・活動支援

「持続可能な開発目標達成に向けた自然保全」と題したバングラデシュ奨学生の課題発表会（2019 年 8 月 27 日開催）を支援した。農業開発や公害、エコツーリズムによる地域開発、屋上緑化、グリーンエネルギー等について、奨学生 10 名が口頭で 5 件、ポスターで 3 件発表を行った。

4 普及・広報活動

事業の目的や内容を国内外の関係者・機関に広く周知するため、ホームページの定期的な更新や、財団パンフレットの配布などの広報活動を行った。

5 国際機関、国際的プログラムとの連携

当財団は、ラムサール条約事務局と連携して、同条約に加盟するアジア・オセアニア地域の開発途上国が行う湿地保全等の活動を支援している。昨年 12 月に来日した条約事務局アジア・オセアニア地域担当官と支援中の事業の進捗状況及び長尾湿地基金の今後のあり方について意見交換を行い、引き続き連携していくことを確認した。

¹ 平成 30 年度報告内容の訂正：カンボジアの奨学生合計を 128 名（誤：146）に訂正。併せて、当該年度の奨学生総数を 534 名（誤：552）、継続受給者の総数を 332 名（誤：350）、継続学部生数を 284 名（誤：302）、2019 年 4 月末時までに支援したのべ人数を 6,432 名（誤：6,450）に訂正。

III 法人の概況

1 役員等に関する事項

(2020年4月30日現在)

役職	氏名	常勤・非常勤の別	備考
理事長	大塚 柳太郎	常勤	東京大学名誉教授
評議員	石田 貴文	非常勤	東京大学教授
同	鹿野 久男	非常勤	元財団法人国立公園協会理事長
同	篠原 徹	非常勤	滋賀県立琵琶湖博物館名誉館長
同	高橋 進	非常勤	元共栄大学教授
同	永田 信	非常勤	東京大学名誉教授
同	福山 研二	非常勤	一般財団法人自然環境研究センター客員研究員
同	松島 昇	非常勤	NPO 法人フィールドリサーチ理事長
常務理事	菰田 誠	常勤	
理事	河野 博	非常勤	東京海洋大学教授
同	幸丸 政明	非常勤	岩手県立大学名誉教授
同	桜井 尚武	非常勤	公益財団法人大日本山林会参与
同	関(丹野)礼子	非常勤	立教大学教授
同	長尾 榮次郎	非常勤	丸三証券株式会社参与
監事	安藤 達彦	非常勤	東京農業大学名誉教授
同	川井 佳和	非常勤	ひばり会計事務所代表社員

役職	氏名	常勤・非常勤の別	備考
顧問	山瀬 一裕	非常勤	一般財団法人自然環境研究センター専務理事

2 職員に関する事項

財団の職員構成は、研究員2名である。

IV 役員会等に関する事項

1 理事会

(1) 2019年度 第1回通常理事会 2019年6月18日開催

- 第1号議案 平成30年度事業報告書案の件
(自平成30年5月1日 至平成31年4月30日)
- 第2号議案 平成30年度財務諸表案の件
(自平成30年5月1日 至平成31年4月30日)
- 第3号議案 特定費用準備資金(自然環境保全事業)への組み入れの件
- 第4号議案 運用基盤強化資金への組み入れの件
- 第5号議案 丸三証券株式会社第99期定期株主総会(その継続会又は延会を含む)に関する議決権行使の件
- 第6号議案 評議員選定委員会に提出する次期評議員候補者の推薦の件
- 第7号議案 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の件
- 報告事項 監事の監査報告
理事長及び常務理事の職務の執行状況
その他

(2) 2019年度 第2回通常理事会 定款の「決議の省略」「報告の通知」を適用

上記理事会の決議及び報告があったものとみなされた日は、2020年4月14日である。

- 第1号議案 2020年度事業計画書案の件
(自2020年5月1日 至2021年4月30日)
- 第2号議案 2020年度収支予算書案の件
(自2020年5月1日 至2021年4月30日)
- 第3号議案 2020年度収支予算に係る特定費用準備資金(長尾湿地基金)の取崩計画案の件
- 第4号議案 2020年度収支予算に係る特定費用準備資金(研究者育成支援事業;CGFプログラム)の取崩計画案の件
- 第5号議案 2020年度収支予算に係る特定費用準備資金(自然環境保全事業)の取崩計画案の件
- 第6号議案 評議員選定委員会に提出する次期評議員候補者の推薦の件
- 第7号議案 顧問の選任の件
- 報告事項 内閣府公益認定等委員会の立入検査
研究者育成支援事業運営委員会規程
その他

2 評議員会

(1) 2019年度 定時評議員会 2019年7月4日開催

- 第1号議案 平成30年度財務諸表案の承認の件
(自 平成30年5月1日 至 平成31年4月30日)
- 第2号議案 評議員選定委員会に提出する次期評議員候補者の推薦の件
- 報告事項 平成30年度事業内容
(自 平成30年5月1日 至 平成31年4月30日)
- 2019年度第1回通常理事会の決議内容
- その他

3 常勤理事等の会議

当財団は、総務事項、各事業の進捗状況を確認し、課題などに対処するため、月2回程度、常勤理事等の会議を以下のとおり開催した。本年4月7日安倍首相が新型コロナウイルスの感染者急増を受け、東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言を発令した。同宣言を受け、4月7日以降、当財団の役職員は在宅勤務の態勢をとった。

- | | | |
|------------------|--------------------|-------------------|
| (1) 2019年5月13日 | (9) 2019年9月6日 | (17) 2020年1月24日 |
| (2) 2019年5月27日 | (10) 2019年9月24日 | (18) 2020年2月7日 |
| (3) 2019年6月10日 | (11) 2019年10月15日 | (19) 2020年2月25日 |
| (4) 2019年6月24日 | (12) 2019年10月28日 | (20) 2020年3月9日 |
| (5) 2019年7月8日 | (13) 2019年11月11日 | (21) 2020年3月23日 |
| (6) 2019年7月22日 | (14) 2019年11月25日 | (22) 2020年4月6日 |
| (7) 2019年8月13日 | (15) 2019年12月9日 | |
| (8) 2019年8月22日 | (16) 2020年1月14日 | |

V 公益認定等委員会に関する事項

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められ、その事業運営において透明性が確保されていなければならない。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が求められている。

1 定期提出書類等の作成等

当財団は、事業報告等に係る提出書類を作成し、以下のとおり、公益認定等委員会に提出した。

2019年度第1回通常理事会及び同定時評議員会の審議を経て、2018（平成30）年度事業報告等に係る提出書類を作成し、当該事業年度経過後3箇月以内となる2019年7月23日に電子申請を用いて提出した。2019年11月18日に審査が完了した。

また、2019年度第2回通常理事会について、「決議の省略」及び「報告の通知」を経て、2020年度事業計画等に係る提出書類を作成し、毎事業年度開始の日の前日までの2020年4月20日に電子申請を用いて提出した。

2 立入検査

公益認定等委員会が公益法人認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づく立入検査（2回目）を2020年1月29日に実施し、次の2点、1)役員等の承諾書に欠格事由に関する誓約が含まれていないこと、2)印章取扱規程に従い、稟議書に公印の使用が記載されていないことを指摘した。これらの指摘に対し、的確な修正を行った。

VI 関係官庁に関する事項

当財団は、基本財産として上場している法人の株券を保有しており、その配当金が公益目的事業の財源である。

金融証券取引法により、株券等保有割合が5%を超える場合に大量保有報告書の提出が必要とされる。また、大量保有報告書に記載すべき重要な事項に変更があった場合、変更報告書を内閣総理大臣に提出することが同法に規定されている。本年度、当財団は重要な事項（法人の名称・住所）に変更はなかった。